

88-2

年少労働調査資料 第 32 集

危険有害業務の就業制限違反事件調査

昭和 30 年

労働省婦人少年局

は し か き

昭和 28 年度において、都道府県庁所在地の監督署で把握された労働基準法第 63 条（危険有害業務の就業制限）に基く女子年少者労働基準規則第 12 条及び第 13 条（いづれも旧条文）の違反事件について調査し、したが、今回は奄美大島を除く全労働基準監督署 336 ケ所において把握された当該違反事件について、その調査結果をとりまとめた。

労働基準法第六章に規定されている年少者関係の条文別違反事件において前記違反事件の占める割合は少くない現況に鑑み、この資料が、これらの問題解決の参考ともなれば幸いである。

昭和 30 年 2 月

労働婦人少年局

目 次

はじめに	1
一、調査の目的	3
二、調査の対象	3
三、調査の方法	3
四、調査の結果	3
(一) 業種別、規模別 違反事案場数	3
(二) 〃 〃 違反件数	3
(三) 女子年少労働基準規則條文別違反件数	4
(四) 業種別、性別違反して使用されていた年少労働者数	4
(五) 〃 規模別、性別違反して使用されていた年少労働者数	5
(六) 條文別違反して使用されていた年少労働者数	5
(七) 災害をうけた年少労働者数	5
(八) 違反事件措置状況	6
五、統計表	
六、図表	

統計表目次

第 1 表	業種別、規模別 違反事案場数	2
第 2 表	〃 〃 違反件数	3
第 3 表	女子年少労働基準規則條文別違反件数	4
第 4 表	業種別、性別違反して使用されていた年少労働者数	10
第 5 表	〃 規模別、性別違反して使用されていた年少労働者数	12
第 6 表	女子年少労働基準規則條文別違反して使用されていた年少労働者数	14
第 7 表	違反事件措置状況	16

図 表 目 次

第 1 図	規模別違反事案場数	7
第 2 図	規模別違反件数	7
第 3 図	業種別 〃	8
第 4 図	女子年少労働基準規則第 13 条違反件数	9
第 5 図	年少労働者総数に對する違反して使用されていたものゝ割合	11
第 6 図	規模別違反して使用されていた年少労働者数	12
第 7 図	業種別違反して使用されていた年少労働者数	15

一、調査の目的

労働基準法第63條（危険有害業務の就業制限）に基く女子年少者労働基準規則第12條及び第13條（昭和27年7月同規則の改正により第12條は第7條に、第13條は第8條に変更されたが、この調査は旧規則によつてゐる。）の違反事件を調査してその實態を把握するとともに、働く年少者を保護し、育成するための基礎資料を得ることを目的とする。

二、調査の対象

昭和28年1月～12月に至る一年間において発生した女子年少者労働基準規則第12條及び第13條の違反事件

三、調査の方法

全府の労働基準監督署に依頼し、そこで取扱つた當該違反事件について調査票に記入當局宛送付するという方法をとつた。

四、調査の結果

（一）業種別、規模別 違反事業場数（第1表・第1回参照）

労働者数による規模の大小から違反のあつた事業場をみると、10～49人の規模の事業場が最も多く、412中184で45%を占めており、10人未満が136の33%でこれに続いている。この二つを合計すると320事業場になり、全体の78%となつており、中小規模の事業場に違反の多かつた事實がうかがわれる。

業種別にみると、工業が412中254（62%）で最も多く、この後に土建の47（11%）、飲食、演劇の39（9%）、接客娯樂の35（8%）が続いており、この映画娯樂、及び接客娯樂の事業場に違反がかなり存在することは注目されてよい。

また、違反事業場の最も多い工業についてのみ述べれば、製材及び木製品工業が總数254事業場中88（35%）で最も多く、その後には、機械器具工業41（16%）、その他の工業27（11%）、食料品工業26（10%）が続いている。

以上の結果から、工業部門の中小事業場に違反が多く、その中でも製材及び木製品工業並びに機械器具工業に占める率の多かつたことが推察される。

（二）業種別、規模別 違反件数（第2表、第2回、第3回参照）

規模別に違反事件の分布状況をみると、10人～49人の事業場に最も多く発生し、415件中184件（44%）で、ほぼその半数を占めている。10人未満は137件（33%）でこれについて多く、50～99人では48件（12%）となつておりその大部分（89%）が、100人未満の事業場で発生したものである。

各業種中最高の違反件数を占めている工業においても10～49人の事業場において256件中121件（47%）、10人未満において71件（28%）、50人～99人が34件（13%）となつてゐる。

業種別に違反の発生件数を比較すれば、前記のように工業がその大半の256件(62%)を占めて最も多い。

その後には土建の48件(12%)及び映画、演劇の37件(9%)等が続いている。

- (三) 女子年少労働基準規則條文別違反件数(第3表・第4圖参照) 總件数423件中第12條(重き物運搬)關係はわずかに36件(9%)で、その大部分は第13條(危険有害業務)關係で、386件(91%)ある。

第13條違反について各號別に分布状況をみると、386件中第31號、木工用かなな機又は單軸面取機を用いる業務の54件(14%)第6號、映画機による上映操作の業務の38件(10%)、第17號、運転中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調整の掛接の業務、及び第24號の直径25cm以上の丸の盤(機きき用のものを除く。)又は野盤が直径75cm以上の帯のこ盤における木材の送給の業務がそれぞれ31件(8%)、第46號、多量の高熱物体を取扱う業務及び著るしく暑熱な場所における業務の21件(5%)等であつて、以上の各號のみで全体の87%をしめている。

- (四) 業種別、性別 違反して使用されていた年少労働者数(第4表・第5圖参照)

業種別に違反して使用されていた年少者の分布状況をみると、工業が676人中437人(65%)で最も高率を示しており、その中でも製材及び木製品工業の437人中108人(25%)並びに機械器具工業82人(19%)が特に目立っている。

工業に続いて多いのは土建の84人(12%)、映画、演劇の50人(7%)等である。

次に性別についてみると、676人中男子526人(78%)、女子150人(22%)の割合であるが、男子においては、526人中358人(68%)までが工業に従事しており、土建の67人(13%)、映画、演劇の47人(9%)がこれに続いてゐる。女子においては、150人中81人(54%)が工業に働いており、次に接客、娯樂が37人(26%)を占めているのが目立っており、これに土建の17人(11%)が続いている。

また、男女とも最も高い比率をしめている工業について更に詳述すれば、男子で主なものは製材及び木製品工業の358人中74人(21%)、機械器具工業77人(22%)、金屬工業41人(11%)である。女子においては、男子におけるように特に著るしく多数を占めている業種はみられないが、總数81人中その他の工業17人(23%)、化學工業15人(19%)、紡織工業、製材及び木製品工業の各14人(17%)が多い。

次に違反事業場に雇用されていた年少者、總数に對して、違反していたものゝ割合をみると總数では3322人のうち違反して使用されていたものが676人(20%)であるが、それを更に業種別にみると、交通7人、商業4人、接客娯樂37人の100%をはじめとして、農林の6人のうち5人(83%)、映画、演劇の81人のうち50人(72%)、保健、衛生の11人のうち7人(64%)、鑛業の76人のうち37人(51%)、製材及び木製品工業の227人のうち108人(47%)と、相當の高率である。これを男女別にみると、交通、農林、商業は、男子100%、接客娯樂は女子

100%であつて映画、演劇の50人のうち、男子が49人(98%)、製材及び木製品工業の108人のうち男子が74人(87%)、饅頭の39人のうち男子が33人(85%)、保健衛生の7人のうち、女子が6人(86%)、となつておりそれぞれ、その業種の特色を示している。

(五) 業種別、規模別、性別違反して使用されていた年少労働者数(第5表、第6図、第7図参照)

事業場の規模により違反して使用されていた年少労働者についてみると最も多いのは労働者数10人~49人の事業場に使用されていたもので総数676人中313人(46%)を占めており、この後に10人未満の174人(26%)が順いており、50人未満の事業場において實に676人中487人(72%)が違反して使用されていたものである。

最も少しいのは1000人以上の事業場でわずか5人を数えるに過ぎない。

以上のことは各業種についても大体同様である。

即ち、工業においては、10~49人が圧倒的に多く、437人中206人(47%)がこの規模の事業場に働いていたものである。土建においても10~49人が84人中51人(61%)を占めている。ただ映画、演劇のみが10~49人と、10人未満の事業場がそれぞれ50人中25人(50%)であつた。

また、10人未満の事業場について業種別に年少者数を比較すれば工業が最も多く総数174人中92人(53%)、接客娯楽が35人(20%)、映画演劇25人(14%)の順となつている。10~49人の規模においても工業が最も多く313人中206人(66%)、土建51人(16%)、映画演劇25人(8%)となつており、この規模では接客・娯楽がなくなり、土建がこれにかわつている。比較的規模の大きい100~499人の場合では、工業が大部分を占めて72人中62人(86%)で、その次に土建の8人(11%)がこれにつぎ、映画、演劇及び接客・娯楽等では皆無の状況である。

(六) 候文別、違反して使用されていた年少労働者数(第6表参照)

第12條においては當該年少者総数、693人中66人(10%)に過ぎず、この中男子は50人(76%)、女子は16人(24%)である。

第13條においては総数693人中624人(90%)までを占めている。この中第31號が最も多く、66人(11%)、第46號62人(10%)第17號61人(10%)等が主なものである。

また、男子では、総数484人中第31號の59人(12%)、第46號57人(12%)、第17號53人(11%)が特に目立ち、女子の場合は第55號酒席に侍る業務の、140人中21人(15%)、第56號特殊の遊興的接客業における業務17人(12%)、第38號鉛、水銀、クローム、砒素、貴りん、砒素、鹽素、青酸、アモリン、その他これに準ずる有害なもの、ガス、蒸氣若しくは粉じんを發散する場所における業務の15人(11%)が主要なものである。

(七) 災害をうけた年少労働者数(第6表参照)

違反して使用されていた年少者中災害をうけたものは、違反して使用されていた年少者673人中104人(15%)であるが、これを性別にみると、男子は537人中71人(17%)、女子は156人中13人(9.8%)となっており、男子の方が災害をうけた者の割合が大である。

第12条関係における違反して使用されていた年少者と災害をうけた年少者との比は総数66人中12人で18%、約二割近くが違反して使用されたために災害をうけたことになる。

第13条関係におけるこれらの関係は、総数72人(15%)で、このうち男子は484人中84人(17%)、女子は140人中8人(6%)である。これを性別にみると次の通りである。

災害をうけた年少者の比較的多いものについてみると第17号は61人中16人(26%)、第31号は66人中22人(33%)、第35号エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酔エテル、さく酸アミル、ベンゼン、トルーエン、ガソリン、二酸化炭素 若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務28人中11人(39%)等である。

(八) 違反事件措置状況(第7表参照)

検察庁に送致された事件は、違反総件数415件中20件(5%)で、うち起訴12件、不起訴1件、未処理7件となっており、未処理を考慮に入れても半数以上が起訴処分をうけている。

判決においては、最も多いのは略式命令で7件、無罪は皆無である。

最後にその他の措置についての状況をみると罰金の処分をうけたものが最も多く、371件中271件(69%)、戒告109件(28%)が続いており、この両者が特に著しいものである。

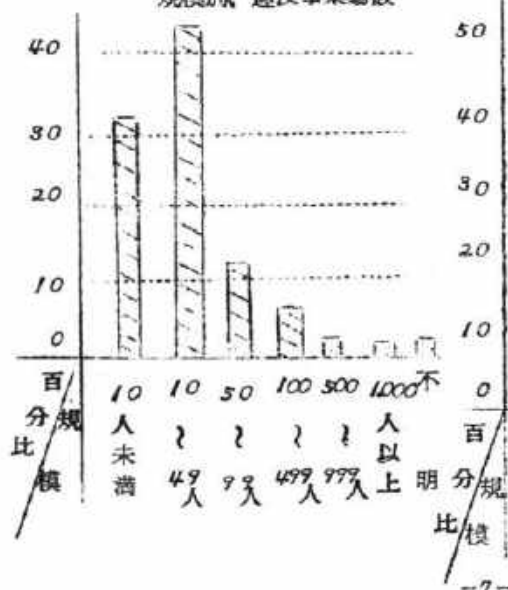
業種別にこれらの措置をみれば、罰金においては、工業が271件中168件(62%)、土建30件(11%)、映画演劇27件(11%)等が主なものである。また戒告においては、工業が109件中64件(59%)で最も多く、土建16件(15%)、映画、演劇の12件(11%)がこれに続いている。

第 1 表 業種別、規模別 違反事業場数

業 種 別	規 模 別	計	10人 未	10~ 49人	50~ 99人	100~ 499人	500~ 999人	1000 人以上	不 明
	計	412 (100%)	136 (33)	184 (45)	48 (12)	26 (6)	6 (1)	5 (1)	7 (2)
1 製 工 業	小 計	254 (62)	71	121	34	17	3	3	5
	金 属 工 業	18 (4)		12	22	3	1		
	機 械 器 具 工 業	41 (10)	7	18	7	5		1	1
	化 学 工 業	14 (3)		8	3	2			1
	窯業及び土石工業	12 (3)	1	2	9				
	紡 織 工 業	17 (4)	5	8		1	1	2	
	製材及び木製品工業	88 (21)	38	43	4	1			2
	食 料 品 工 業	26 (6)	13	10	1	1	1		
	印刷及び製本業	11 (3)	1	6	2	2			1
	その他の工業	27 (7)	5	15	4	2			
2 號	鎔 鑄 業	22 (5)	4	11	3	2			
3 號	土 建 業	47 (11)	4	23	6	7	3	2	
4 號	交 通 業	4 (1)	1	2	1				
6 號	農 業	5 (1)	4	1					
8 號	商 業	3 (1)	3						
10 號	映画、演劇	39 (9)	20	17		2			
13 號	保健、衛生	3 (1)		1					
14 號	接客、娛樂	35 (8)	30	3					

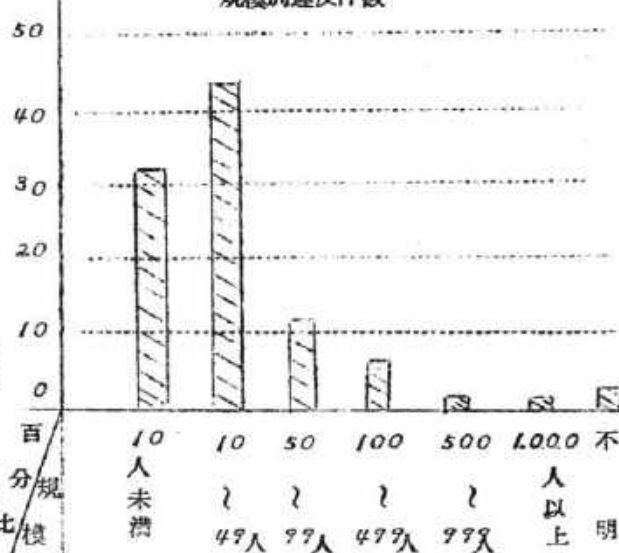
第 1 図

規模別、違反事業場数



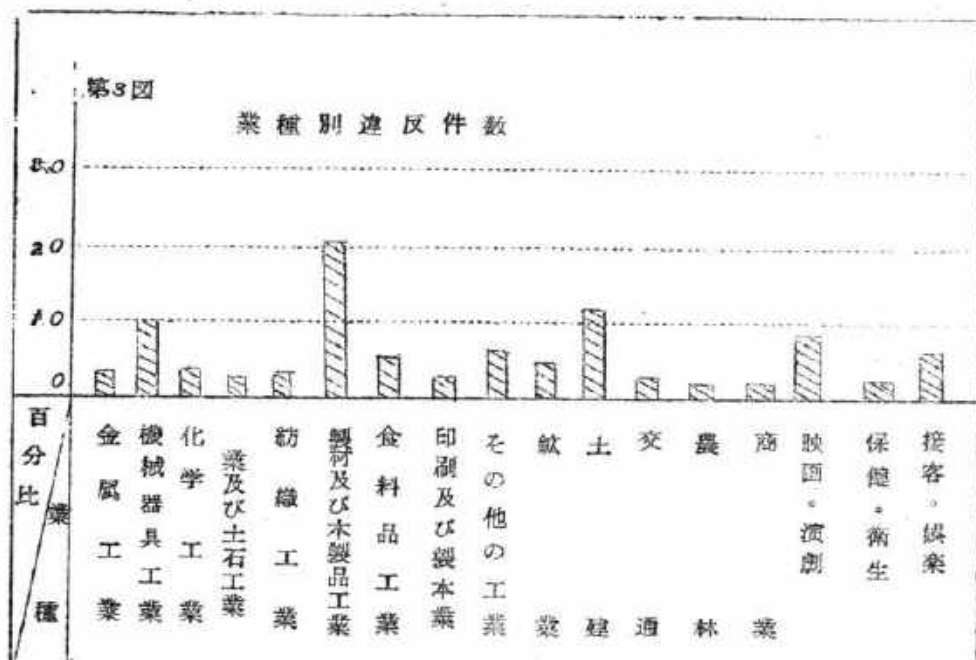
第 2 図

規模別違反件数



第 2 表 業種別・規模別違反件数

業 種 別		規 模 別		計	10人 未 満	10~ 49人	50~ 99人	100~ 499人	500~ 999人	1,000 人以上	不 明
1号 工業	計	計	計	415	100%	137 (33)	184 (44)	48 (12)	28 (7)	5 (1)	7 (2)
	小 計	小 計	小 計	256	(62)	71	121	34	19	8	5
	金 属 工 業	金 属 工 業	金 属 工 業	18	(4)	-	12	2	3	1	-
	機 械 器 具 工 業	機 械 器 具 工 業	機 械 器 具 工 業	41	(10)	7	18	7	5	-	1
	化 学 工 業	化 学 工 業	化 学 工 業	15	(4)	-	8	3	3	-	1
	窯業及び土石工業	窯業及び土石工業	窯業及び土石工業	14	(3)	1	2	7	2	-	-
	紡 織 工 業	紡 織 工 業	紡 織 工 業	16	(4)	5	8	-	-	1	2
	製材及び木製品工業	製材及び木製品工業	製材及び木製品工業	88	(21)	38	43	4	1	-	2
	食 料 品 工 業	食 料 品 工 業	食 料 品 工 業	26	(6)	13	10	1	1	1	-
	印刷及び製本業	印刷及び製本業	印刷及び製本業	11	(3)	1	6	2	2	-	-
	そ の 他 の 工 業	そ の 他 の 工 業	そ の 他 の 工 業	27	(7)	5	15	4	2	-	1
	2 號 鉄 業	2 號 鉄 業	2 號 鉄 業	22	(5)	4	11	5	2	-	-
	3 號 土 業	3 號 土 業	3 號 土 業	48	(12)	4	26	6	7	3	2
	4 號 交 通	4 號 交 通	4 號 交 通	4	(1)	1	2	1	-	-	-
6 號	農 業	農 業	農 業	5	(1)	4	1	-	-	-	-
8 號	商 業	商 業	商 業	3	(1)	3	-	-	-	-	-
10 號	映 画 演 劇	映 画 演 劇	映 画 演 劇	37	(9)	20	19	-	-	-	-
13 號	保 健 衛 生	保 健 衛 生	保 健 衛 生	3	(1)	-	1	2	-	-	-
14 號	接 客 娛 楽	接 客 娛 楽	接 客 娛 楽	35	(8)	30	3	-	-	-	-

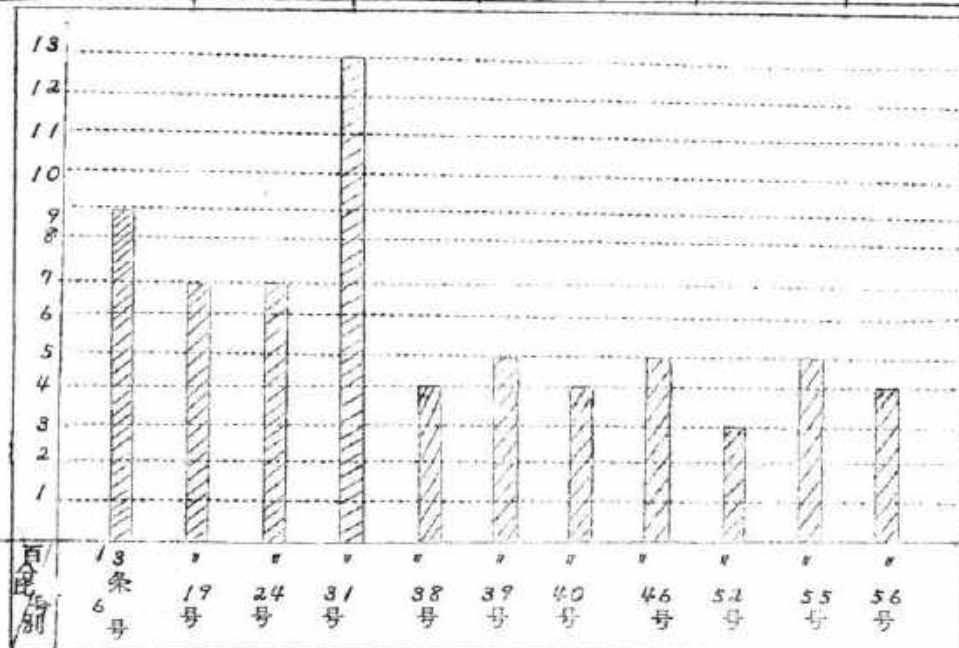


第 3 表

女子年少者労働基準規則 条文別 違反件数

条 文 別	違反件数	13条号別 百分比	条 文 別	違反件数	13条号別 百分比
合 計	423(100%)		合 計		
12条	36(?)		13条		
13条	386(91)	(100%)	36号	3	(1)
1号	11	(3)	37号	9	(2)
5号	5	(1)	38号	17	(4)
6号	38	(10)	39号	22	(6)
7号	2	(1)	40号	17	(4)
15号	1	(0)	42号	1	(0)
16号	2	(1)	43号	4	(1)
17号	10	(3)	44号	7	(2)
19号	31	(8)	45号	1	(0)
20号	2	(1)	46号	21	(5)
22号	1	(0)	48号	1	(0)
23号	4	(1)	49号	2	(1)
24号	31	(8)	50号	2	(1)
25号	5	(1)	51号	2	(1)
28号	1	(0)	52号	13	(3)
29号	3	(1)	53号	1	(0)
30号	1	(0)	54号	1	(0)
31号	54	(14)	55号	20	(5)
32号	3	(1)	56号	16	(4)
33号	7	(2)	不 明	1	(0)
34号	2	(1)			
35号	8	(2)			

第 4 図 女子年少者労働基準規則 13条号別違反件数



第 4 表

業種別、性別違反して使用されていた年少労働

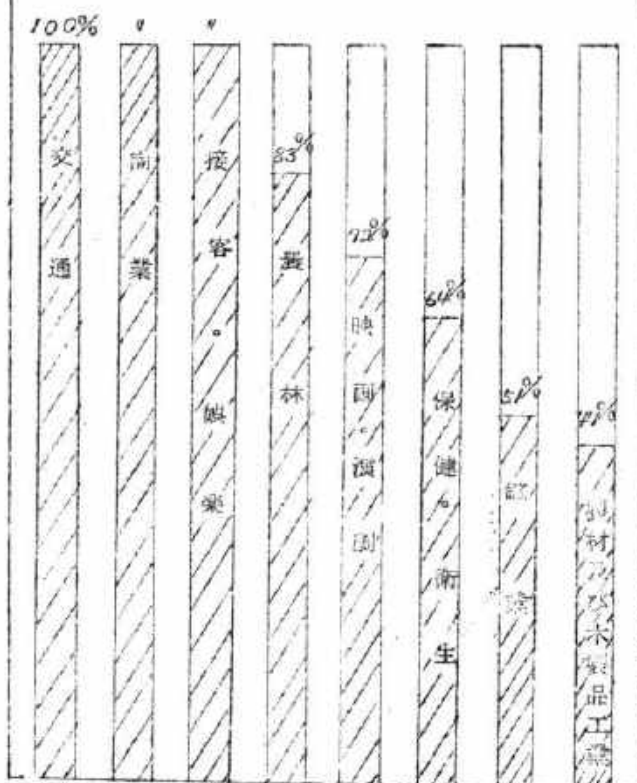
業 種 別	区 分	合 計			違反して使用され ていたもの			違反して使用されて いなかったもの		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
合 計		5,322 (100%)	1,487 (45)	1,835 (55)	676 (100%)	526 (78)	150 (22)	2,646 (100%)	961 (36)	1,685 (64)
小 計		2,851	617	1,206	437	338	81	2,442	817	1,625
金属工業		141	126	15	41	41	-	100	85	15
機械器具工業		473	377	96	82	79	3	391	298	93
化学工業		211	168	143	38	28	15	173	45	128
窯業及び土石工業		74	51	23	27	23	6	43	28	17
1号紡織工業		1,079	138	964	33	19	14	1,066	116	950
工業用材料及び木製品工業		227	196	33	108	94	14	121	102	19
食料品工業		387	30	307	37	35	2	350	45	305
印刷及び製本業		93	61	32	18	10	8	73	51	24
その他の工業		174	81	96	33	34	17	121	47	74
2号鉱 業		76	47	27	37	33	6	37	16	21
3号土 建		215	128	32	54	67	17	131	116	15
4号交 通		7	7	-	7	7	-	-	-	-
6号農 林		6	6	-	5	5	-	1	1	-
8号商 業		4	4	-	4	4	-	-	-	-
10号映画、演劇		81	60	21	50	47	1	31	11	20
13号保健、衛生		11	1	10	7	1	6	4	-	4
14号接客、娯楽		37	-	37	37	-	37	-	-	-

者數

百 分 比		
合 計	通 貨 使 用 した の	通 貨 未 使 用 の
%	%	%
100	20	80
100	13	85
100	29	71
100	17	83
100	18	82
100	39	61
100	3	97
100	44	53
100	10	90
100	17	81
100	30	70
100	51	49
100	39	61
100	100	-
100	83	17
100	100	-
100	72	28
100	64	36
100	100	-

第5図

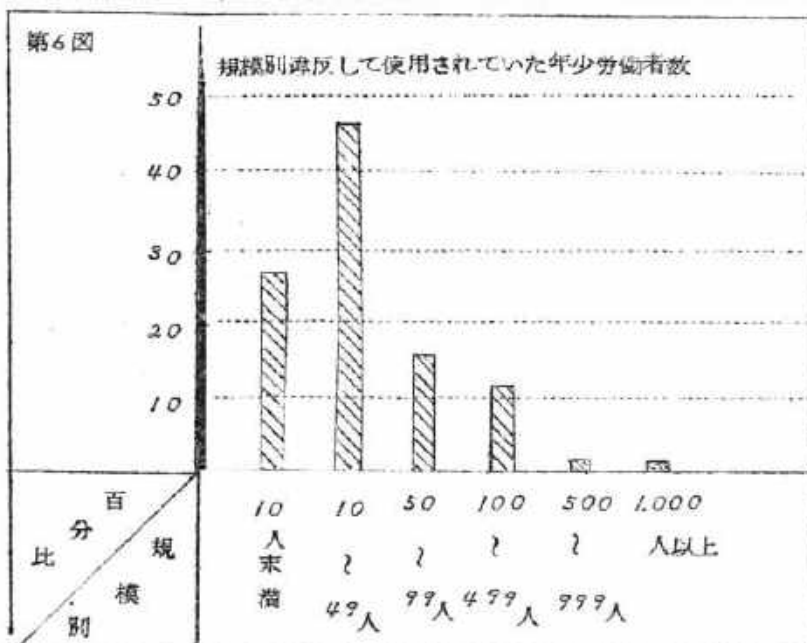
年少労働者に対する違反して使用されていたものと割合



第 5 表

業種別、規模別、性別 違反して使用されていた年少

業 種 別	規 模 別	合 計			10人未満			10~49人			50~人
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1号 工業	合 計	676 (100%)	526	150	174	125	49	318	246	67	104
	小 計	439	358	81	92	79	13	206	162	44	73
	金 属 工 業	41 (6)	41	-	-	-	-	23	23	-	12
	機 械 器 具 工 業	82 (12)	79	3	9	7	2	30	30	-	20
	化 学 工 業	38 (6)	23	15	1	-	1	18	7	11	3
	窯業及び土石工業	29 (4)	23	6	2	2	-	2	2	-	24
	紡 織 工 業	33 (5)	19	14	8	7	2	20	7	11	-
	機材及び木製品工業	108 (16)	74	14	44	40	4	59	50	9	4
	食 料 品 工 業	37 (5)	35	2	15	15	-	16	15	1	2
	印刷及び製本業	18 (3)	10	8	2	1	1	7	6	1	2
	そ の 他 の 工 業	53 (8)	34	19	10	7	3	31	20	11	6
2号	飲 業	39 (6)	33	6	7	7	-	22	16	6	8
3号	土 建	84 (12)	67	17	6	8	1	51	41	10	17
4号	交 通	9 (1)	9	-	1	1	-	2	2	-	6
6号	農 林	5 (1)	5	-	4	4	-	1	1	-	-
8号	商 業	4 (1)	4	-	4	4	-	-	-	-	-
10号	映 画 演 劇	50 (7)	49	1	23	23	-	25	24	1	-
13号	保 健 衛 生	7 (1)	1	6	-	-	-	2	-	2	5
14号	接 客 娛 楽	39 (6)	-	39	33	-	33	4	-	4	-



労働者数

～77人		100～499人		500～999人		1,000人以上	
男	女	計	男	女	計	男	女
83	21	72 (11)	61	11	8 (1)	8	5 (1)
59	14	62	53	9	3	3	3
12	—	5	5	—	1	1	—
19	1	22	22	—	—	—	1
—	3	16	16	—	—	—	—
18	6	1	1	—	—	—	—
—	—	1	1	—	1	1	2
3	1	1	1	—	—	—	—
2	—	3	2	1	1	1	—
2	—	7	1	6	—	—	—
3	3	6	4	2	—	—	—
8	—	2	2	—	—	—	—
7	3	8	6	2	3	3	2
6	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1	4	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—

第 6 表

女子年少者労働基準規則条文別違反し

違反して使用されていた年少者

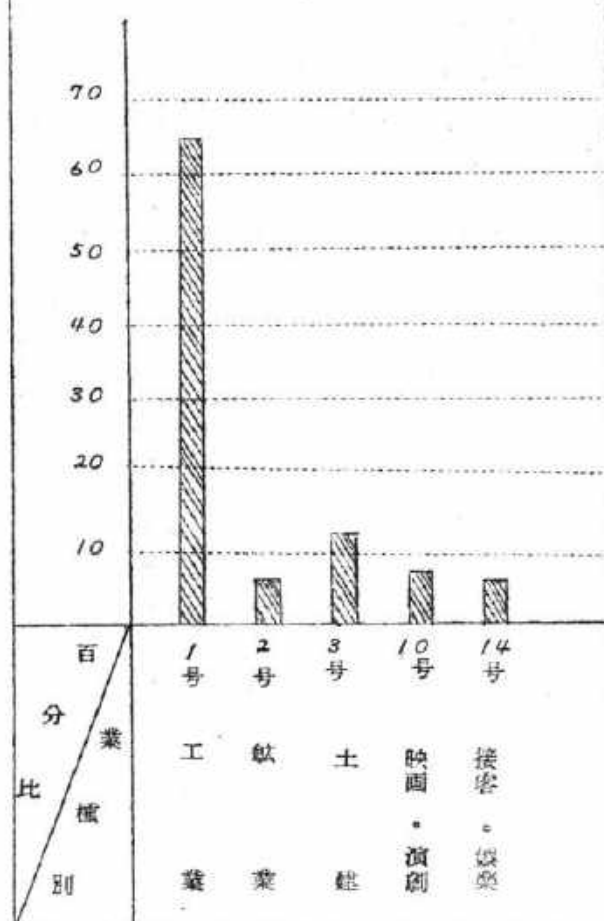
区 分	合 計	計		災害を受けた年少者		
		男	女	計	男	女
合 計	673 (100%)	337	156	104 (15%)	71	13
12条	66	50	16	12	7	5
13条	624	484	140	92	84	8
1号	13	12	1			
5号	6	6	-			
6号	48	48	-			
7号	2	2	-			
15号	7	7	-			
16号	2	2	-	1	1	-
17号	13	13	-	2	2	-
17号	61	53	8	16	16	-
20号	2	2	-			
22号	1	1	-			
23号	5	3	2	2	-	2
24号	38	32	6	6	4	2
25号	6	5	1	1	1	-
28号	1	1	-	-		
29号	3	3	-	2	2	-
30号	1	1	-	-		
31号	66	57	7	22	21	1
32号	3	3	-	-		
33号	15	5	10	2	2	-
34号	8	1	7	-		
35号	28	23	5	11	11	-
36号	7	2	5			
37号	15	11	4	2	2	-
38号	35	20	15	2	2	-
39号	39	27	12	8	7	1
40号	33	27	4	4	4	-
42号	1	1	-	1	1	-
43号	4	4	-	4	4	-
44号	18	15	3	1	1	-
45号	7	7	-	-		
46号	62	57	5	3	3	-
48号	1	1	-	-		
49号	2	2	-			
50号	4	4	-			
51号	3	1	2			
51号	21	20	1			
53号	1	1	-			
54号	4	-	4			
55号	21	-	21	1	-	1
56号	17	-	17	1	-	1
不 明	3	3				

で使用されていた年少者

災害をうけない年少者		
計	男	女
5870/859	446	143
54	43	11
532	400	132
13	12	1
6	6	-
48	48	-
2	2	-
7	7	-
1	1	-
11	11	-
45	37	8
2	2	-
1	1	-
3	3	-
32	28	4
5	4	1
1	1	-
1	1	-
1	1	-
44	38	6
3	3	-
13	3	10
8	1	7
17	12	5
7	2	5
13	9	4
33	18	15
31	19	11
29	25	4
-	-	-
-	-	-
17	14	3
7	7	-
59	34	5
1	1	-
2	2	-
4	4	-
3	1	2
21	20	1
1	1	-
4	-	4
20	-	20
16	-	16
3	3	-

第7図

業種別違反して使用されていた年少労働者数



注) 総計において、業種別にみた場合と条文別にみた場合に数字が一致しないのは、条文別においては、一年少者について、各号にわたって違反していたものがあつた為である。

第 7 表

違反事件措置状

業 種 別	区 分	總違反件数	送 致			
			計	不起訴	起 訴	不起訴
	計	423(100%)	20	7	12	1
	小 計	255(60%)	8	2	5	1
工業	金 属 工 業	20(5%)	1		1	
	機械器具工業	43(10%)	2		2	
	化学工業	15(4%)	2	2		
	窯業及び土石工業	12(3%)				
	紡 織 工 業	17(4%)				
	製材及び木製品工業	87(21%)	3		2	1
	食 料 品 工 業	26(6%)				
	印刷及び装本業	11(3%)				
	その他の工業	22(5%)				
2号	鉱 業	23(5%)	2	1	1	
3号	土 業	50(11%)	2		2	
4号	交 道	4(1%)				
6号	農 業	5(1%)				
8号	商 業	3(1%)	1	1		
10号	映 画 。 演 劇	41(10%)				
13号	保 健 。 衛 生	3(1%)				
14号	接 客 。 娯 楽	37(9%)	7	3	4	

注) 本表においては、例えば請書をとつて戒告をした場合のように、一事件に含んでいるので実違反件数と合致しない。

況

判 決					そ の 他				そ の 他
計	正式 裁判	正式 罰金	略 命	式 無罪	計	請 書	戒 告	労災補償 費給付制度	
12	1	2	9		384(100%)	271	109	4	7
5			5		236(61)	168	64	4	6
1			1		17(44)	15	2		1
2			2		38(10)	28	10		1
					13(3)	9	4		
					12(33)	9	3		
					16(4)	10	6		1
2			2		81(21)	53	26	2	3
					26(7)	19	6	1	
					11(3)	7	4		
					22(6)	18	3	1	
1			1		19(5)	13	4		1
2	1		1		46(12)	30	16		
					4(1)	3	1		
					5(1)	3	2		
					2(1)	1	1		
					41(11)	29	12		
					3(1)	2	1		
4		2	2		28(7)	20	8		

対し二以上の措置がなされているものを

年少労働調査資料の双集正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
4	(三) 下から三行目	動 輸	動 輸
5	(五) 上から八行目	少 は	少 な
5	(五) 下から六行目から 七行目にかけ	313人々	313人
5	(五) 下から四行目	接客。娯楽	接客、娯楽
5	(七) 1行目	年少者労働者	年少労働者
8	才子図	業 師 土 石 工 業	業 師 土 石 工 業

GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00763546